

ご相談ください。

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

◇5・7・9・11月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料で相談は一人1回です。

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談員 黒崎 耕二

(忠海中町) ☎ 26-0607

県民相談

日時 毎週水曜日 9時15分～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階(東広島市西条昭和町13-10)

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所 ☎ 082-422-6911

地域包括支援センター

相談内容	曜日	時間
高齢者 総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族 相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅(中央3-13-5)

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 たけはらふれあい館

(中央二丁目4-3) 9時～18時

※5/3～6は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原 ☎ 22-9102

出張年金相談日

日時 4月9日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

特設登記・人権相談所

日時 4月17日(木) 10時～12時、13時～15時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

特殊詐欺被害が多発!

今年1月から3月17日までに、既に4件の特殊詐欺被害(被害総額約450万円)が起きており、不審電話も多くかけられています。

実際にあった事例

市役所職員を名乗る人から電話があり、医療費の還付金があるので、社会保険庁または呉の社会保険事務所へ連絡して欲しいと言われた。教えてもらった電話番号に電話したところ、ATMに行くように言われた。

今回の事例で注意すること

- ①医療費の還付という制度はありません。
- ②国・県・市の手続きは、全て文書で行い、電話で手続きをすることはありません。
- ③どのような還付金も、ATMを操作して受け取ることは絶対にありません。
- ④社会保険庁・社会保険事務所は既に廃止されています。

不審な電話がかかってきたら、110番通報を!

問い合わせ

まちづくり推進課生活環境係 ☎ 22-2279

竹原警察署 ☎ 22-0110

消費生活相談室便り

～インターネット回線の契約トラブルにご注意!～

相談内容

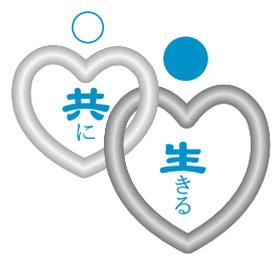
電話会社を名乗って、月々の通話料が安くなるという光回線の電話勧誘があった。近所の人もみんな契約していると説明され契約したが、後で隣人に聞くとそのような話はなく、インターネットを利用しないのなら光回線は必要ないのではないとも言われた。だまされたのだろうか。解約したい。

アドバイス

光回線とは光ファイバーケーブルを使った通信回線のことで、高速・長距離のデータ通信に適しており、ここ数年で急速に普及しています。一方で契約に関するトラブルも増え、誤解を招くセールストークや、内容を十分理解しないまま不必要な契約を結んでしまうこともあるようです。

電気通信サービスは、電話勧誘販売であってもクーリングオフが適用されませんが、事業者団体の取り決めによれば、不適切な勧誘は禁止されており、回線工事前の無償解除は可能とされています。また、工事後であっても解約ができるケースや、事業者が任意でクーリングオフ制度を設けている場合もあるので、早い時期に契約経緯を関係先に伝え、解約を申し出てみましょう。

相談窓口 消費生活相談室 ☎ 22-6965



認知症を 地域で支えるために

急速な高齢社会の進行に伴い、平成24年の推計によると、全国の認知症高齢者の数は462万人で、軽度認知障害の高齢者400万人を合わせると、4人に1人が認知症とその予備軍であることが分かりました。

しかし、家族が認知症であることを知られたくないなど、認知症に対する理解は、まだ十分とはいえず、誤解や偏見なども少なくありません。

認知症は、年をとれば誰でもかかる可能性のある身近な病気であり、決して他人事ではなく、自分のこと、家族のこととして考えておく必要があります。そのためには、まず認知症を病気として正しく理解し、かわる方法について知ることが大切です。

**認知症になると、
これまでできていたことが
徐々にできなくなり
ます**

- ・同じことを何度も話す
- ・同じものを何度も買う
- ・身だしなみを整えられない
- ・慣れた道具の使い方が分からなくなる
- ・道に迷い、家に帰れなくなる
- ・など認知症の人は、自分に何か異変が起きている状況に、不安や孤独を感じ、大きなストレスを抱えています。

どんな行動にも理由があります

認知症の症状により、周囲が驚くような行動をとることも少なくありません。その時は、決して驚いた態度を見せたり、慌てて本人を叱ってしまうのではなく、まずは本人がどのような思いでいるのか、今どのようなかわりをすれば良いのか考えてみましょう。

- ① 驚かせない
- ② 急がせない
- ③ 自尊心を傷つけない

認知症の人への対応の心得

また、認知症になると、生活上困難なが増えてきます。悲しい、嬉しいなどの感情はずつと残るため、きつい言葉や対応により傷つき混乱してしまいますが、逆に優しく接すると穏やかでいることができます。

このように周囲の人が認知症について正しく理解した上で、出来る能力を生かしたり、役割をつくるなど、本人の希望やペースに合わせ、気持ちに寄り添うような対応が望まれます。

地域のつながりを持ちましょう

認知症の介護は、長期にわたる事が多く、家族だけで支えることは困難です。社会的サービスを利用するとともに、助けて欲しいことや困ったことを、地域でお互いに声を掛け合い話ができるつながりができていけば、認知症の人や家族の不安は少なくなるでしょう。

もし家族が認知症になったら、どうしますか。もしあなたが認知症になったら、どのようにして欲しいですか。

誰もが、一日でも長く住み慣れた地域で暮らしていきたいと願っています。いつか自分が認知症になっても過ごしやすいまちである

ために、認知症サポーター養成講座や講演会などに参加して認知症を正しく理解し、日頃から地域でつながり合える関係づくりに、積極的に取り組んでいきましょう。

高齢者の相談窓口

名称	住所	電話
竹原市地域包括支援センター	中央三丁目 13-5 ふくしの駅	22-5494
在宅介護支援センターせとうち	港町四丁目 4-42	22-9670
在宅介護支援センターむなこし	吉名町 793	25-1966
在宅介護支援センターゆさか	西野町 184	29-2201
在宅介護支援センターせいけい	忠海中町三丁目 16-1	26-0500

※地域包括センターについて、14 ページで紹介しています。

竹原市地域包括支援センターを紹介します

問い合わせ 竹原市地域包括支援センター（中央三丁目 13-5） ☎ 2 2 - 5 4 9 4

竹原市地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの住み慣れた地域での生活を支援しています。

介護予防を推進します

（介護予防ケアマネジメント）

一人ひとりにあった介護予防プランを作成し、自立した生活ができるように支援します。

高齢者の権利を守ります

（権利擁護・虐待の早期発見・防止）

虐待の早期発見に努め、成年後見人制度の紹介や消費者被害などに対応します。

様々な相談に応じます

（総合的な相談・支援）

介護・福祉・健康・医療などの相談に対応します。

適切なサービスを提供できるように支援します

（ケアマネジャーへの支援）

ケアマネジャーへの助言や関係機関との連携を行います。



まさい かよ子さん



さかい りえさん



こうの しんたさん



ふじい えみさん

お近くのランチ（支店）にも相談できます！！

高齢者のご自宅を訪問しますので、介護に関する悩みなど何でも相談してください



もりた みやこさん



まるみつ ようこさん



めんたに なおきさん



おおせど れいこさん



かたやま てるこさん

在宅介護支援センター ゆさか

西野町 184 ☎ 29-2201

在宅介護支援センター せいけい

忠海中町三丁目 16-1 ☎ 26-0500



やました かずこさん



むかい ふみのりさん



おか ゆきひろさん



むかいだし ときのりさん



おきかわ ともあきさん



さど ゆうこさん



すが かずみさん

在宅介護支援センター むなこし

吉名町 793 ☎ 25-1966

在宅介護支援センター せとうち

港町四丁目 4-42 ☎ 22-9670